

第202000029269号
令和2年5月1日

一般社団法人鳥取県建設業協会会長
一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会長
一般社団法人鳥取県造園建設業協会会長
一般社団法人鳥取県管工事業協会会長
一般社団法人鳥取県電業協会会長
一般社団法人鳥取県警備業協会
部落解放鳥取県企業連合会理事長
鳥取県技能士会連合会長
一般社団法人鳥取県測量設計業協会会長
一般社団法人鳥取県建築士事務所協会会長
一般社団法人全地区地質調査業協会連合会
中国地質調査業協会鳥取県支部長
一般社団法人日本補償コンサルタント協会鳥取県部会長
一般社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部鳥取県委員会代表

様

鳥取県県土整備部長
(公印省略)

建設工事現場等における熱中症の予防対策について（通知）

このことについて、鳥取県では5月から9月を「熱中症注意期間」とし、熱中症の予防啓発に取り組んでいるところです。

建設業に係る熱中症の予防啓発としては、各発注機関において啓発パンフレットの配架や公共工事受注者への注意喚起、関係団体においても各会員への周知等、官民あげて継続して取り組んでおりますが、依然として建設工事現場等においても熱中症が発生しており、熱中症の予防対策を早めに行っていく必要があると考えます。

このため、各発注機関において、下記の取組を行うこととしたので貴団体におかれても会員への周知等お願いします。

(担当 技術企画課技術調査担当 中本 電話 0857-26-7808)

記

- 1 別添1（リーフレット）の配架や受注者への配布等により周知を行うこと。
- 2 県発注工事においては、打合せや現場パトロール等の際に現場で従事する者に以下の事項について指導等するとともに、熱中症に係る安全管理指示書（別添2）を発出すること。
 - (1) 気象庁から高温注意情報（最高気温35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施すること。
 - (2) 睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等は熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意し、日常の健康管理を行うこと。
 - (3) 水分及び塩分の作業前後及び作業中の定期的な摂取を行うこと。
 - (4) 従事者の健康状態を確認し、熱中症を疑わせる兆候が現れた場合において、速やかな作業中断その他必要な措置を講じること。
- 3 用地境界の立会を行う場合は、出席者に注意喚起を行うこと。
- 4 所属職員が建設工事現場で業務を行うとき、適切な熱中症予防対策を講じられるよう注意喚起を行うこと。